

ひろがれじんけんネットワーク

三木市人権啓発紙

隣保館だより

RINPOKAN DAYORI



ホームページ URL
<https://www.city.miki.lg.jp/site/sou-gourinpokan/>



就任あいさつ

人権推進課長 藤田 英子



このたび、人権推進課長兼男女共同参画センター所長を拝命しました藤田です。人権推進課は、あらゆる人権問題の解決に向け人権教育・啓発など人権施策を推進しています。

みなさん!「人権って?」「自分に関わりあるの?」って感じる方もおられるのではないのでしょうか。「人権」=「私たちの幸せ」に置き換えてみれば、日々の暮らしの中で、出会いを大切に、人を思いやり、お互いを認め合い、つながり、協力し合うことが、私たちの幸せにつながるのでは、と思います。

差別(人権侵害)は、大切な命を奪うかもしれない恐ろしいものだと、しっかり伝えていく仲間を一人でも多く増やすことが、「チーム三木」に必要なことだと考えます。

みんなで人権尊重のまちづくりをすすめていきましょう。



退任あいさつ

前人権推進課長 平井 隆禎

総合隣保館で市民のみなさまと人権尊重のまちづくりに取り組ませていただいた8年間、たくさんの思い出ができ、貴重な経験を積ませていただきました。お世話になり、本当にありがとうございました。



5月3日 憲法記念日

認められた「差別されない権利」

78年前に公布された日本国憲法には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、(中略)差別されない(第14条)」とあります。しかし、残念ながら部落差別をはじめさまざまな人権問題が現存しています。

今から50年ほど前、「部落地名総鑑」(被差別部落の地名をまとめた書籍)を多くの企業が購入して採用時に使用していたことが発覚し、就職差別事件として大きな問題になりました。半世紀を経た現在も、被差別部落の地名を暴露するインターネット上の人権侵害が後を絶ちません。出身者らがある出版社に対して全国の地名をまとめた書籍の出版や、ネット上に公開することを差し止めるよう求めた訴訟で、2審の東京高裁は、令和5年6月28日、「差別されない人格的利益」を認め、損害賠償のみならず差し止めも命じました。「差別されない権利」が憲法に基づく権利として認められたのです。

訴訟を担った弁護士は「ネット空間にあふれる攻撃的な差別を止めたい。そのための社会的規範を築く一歩となると受け止めています。また、この『差別されない権利』が、今後新しい人権として確立していくことで、在日外国人へのヘイトスピーチや性的指向の暴露(アウトティング)などを止める力にもなると期待しています」と語っています。



❖ 「隣保館だより」は、市民の皆様にご覧いただき、総合隣保館の活動や人権尊重の生き方のヒントになるような情報をお届けする啓発紙です。今月からフルカラーになり、より一層読みやすくなりました。

❖ 次ページ「人権の小窓」は川田悠翔さんの人権作文「男女不平等問題ゼロの世界へ」です。

人権の小窓

(264)

令和六年二月四日に開催された別所町人権教育研究大会で
発表した川田悠翔さん(当時別所中学校三年生)の人権作文
をご紹介します。

「男女不平等問題ゼロの世界へ」

川田 悠翔

僕は「あれっ」と思いました。
学校で全国学力学習状況調査のテストを行った時、配られた
記入用紙には「男」か「女」かを選択して書く欄があったから
です。僕は「どうしてこんなことを書かないといけないのか？」
と疑問に思いました。

今、世間では、男女平等や「SDG」などの問題が大きく取り
上げられ、問題を解決しようとして活動している人が多くいること
は、テレビやネットニュースでよく見聞きしています。そんな
中、このような文科省が行っている全国共通のテストで、男・
女を選んで性別を書く必要がないのではないかと僕は感じま
した。そう思っていたら、先生も「そんなこと書く欄いらんや
ろ。意味ない」と言っており、本当にその通りだと思いました。
男だから、女だからということと、正答率が高い、低いといっ
たことにはどんな関係があるのでしょうか。男だからえらく、
女だからえらくないといったような、昔の日本の考え方やあり
方は、今の令和の時代には必要のないものだと思えます。
こうした違和感他にもあります。

一つ目は中学校に入学するにあたって、自転車を買いに自転
車屋さんに行った時のことです。お店の人は、「こちらのスポ
ーツタイプの自転車は主に男性の方が乗っており、こちらのマ

マチャリタイプの自転車は主に女性の方
が乗っております」と言っており、案内してく
れました。要はフレームの形の違いで、
男の子に勧められたものはまたぐ所が高
く、ストレートになっていきます。女の子
に勧められたものはまたぐ所のフレーム
が曲がっており、またぎやすくなってい



ました。僕は乗りやすそうなママチャリタイプを選ぼうと思っ
ていた所でそんな案内をされ、少し選びにくくなってしまいま
した。自転車に乗るのに、男か女かは何が関係あるのでしょ
うか？どうしてなんでもかんでもすぐに男か女かを分けたがる
のかが、僕には本当に分かりません。実際に自転車を選んだり、
乗ったりする上で男女を分けたところでどのようなメリット
があるのか、皆さんも考えてみてほしいです。大きい小さいで
自転車を選ぶなら男女ではなく身長で選べばいいと思います。
色で自転車を選ぶなら男女ではなく、人によって好みが違うか
ら、自分が好きな色を選ぶべきです。僕にはメリットが一つも
浮かばず、デメリットしか思い浮かびません。デメリットは一
つ、買い手が不愉快な気持ちになることです。

二つ目も中学校に入学するにあたっての、制服採寸の時です。

制服採寸の為に中学校の体育館に入ると、制服を売りに来た店員さんに、「男の子はこちらでズボンの採寸を、女の子はこちらでスカートの採寸をします」と声をかけられ、案内されました。僕たちは入学説明会で制服を選択できることを説明されていました。

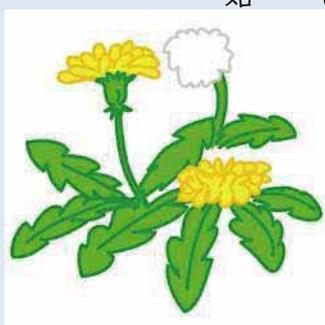


しかし、案内された言葉は、「男はズボン、女はスカート」と決めつけられていました。僕は男の子がスカートをはいたり、女の子がズボンを履いて中学校生活を送ったりしても何も悪いことはないし、おかしいことはないと思います。皆さんは、「男はズボン、女はスカート」という一般的な考えにとらわれていないだろうか。選ぶことで男女の選択を迫られるなら、体操服と同じように全員同じズボンスタイルの制服に変えてみてはどうだろうか。

三つ目は、レディースデーについてです。映画館やガソリンスタンド、飲食店などではよくレディースデーといった女性のみが受けられる割引や特典が得られるサービスがあります。僕が実際によく行くラーメン屋さんでは毎週火曜日はレディースデーに設定されており、母にだけはデザートの特典サービスがついてきます。メンズデーや男の人限定での割引や特典サービスが受けられる店を僕はまだ見たことがありません。よく目

にするのはいつもレディースデーばかりです。こういったサービスは、一方の人にしか喜びを与えられず、もう一方の人には不愉快な思いを与えてしまいます。割引や特典サービスで客を喜ばせたいなら、誰もが喜びを感じられるものにした方が、皆がハッピーになれるのではと僕は考えます。

最後に、僕がこの人権作文を書くにあたり感じたことは、この世の中には違和感がたくさんあるということです。僕は今回ジェンダーに焦点を当てた違和感について考えてみました。それだけでも多くの違和感を覚え、問題はたくさんあると感じました。このような問題を全ていっぺんに解決することは難しいと思うが、こうしたちよつとした違和感を皆が見過ごさず、考えてみるのが大切ではないかと僕は思います。また、最近よく「ユニセックス」という言葉を目にします。ユニセックスとは、男性、女性の区別のないことを表す言葉で、性別を限定しない物や衣服によく使われています。男女どちらでも、誰でも自由に選べる時代になると皆が過ごしやすい社会に、世界になるのではないのでしょうか。まずはここにいる一人ひとりが先入観にとらわれず、少しの違和感を見過ごさないことから始めていきましょう。





隣保館カレンダー 5月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	メーデー	17	金	経営・職業相談 10:00～多様な性に yes の日
2	木		18	土	三同教総会 13:00～(文化会館) 書を楽しむきらきら教室 13:00～ 茶道教室 9:00～
3	金	憲法記念日	19	日	
4	土	みどりの日	20	月	
5	日	子どもの日 手話記念日	21	火	経営・職業相談 10:00～ 対話と発展のための世界文化多様性デー
6	月	振替休日	22	水	
7	火		23	木	手芸サークル 13:30～
8	水		24	金	経営・職業相談 10:00～
9	木	手芸サークル 13:30～人権相談 13:00～(吉川支所)	25	土	茶道教室 9:00～
10	金	経営・職業相談 10:00～	26	日	
11	土		27	月	エアロビクス講座 14:30～15:30
12	日		28	火	経営・職業相談 10:00～
13	月	エアロビクス講座 14:30～15:30	29	水	
14	火	経営・職業相談 10:00～	30	木	
15	水	国際家族デー	31	金	経営・職業相談 10:00～
16	木	人権相談 13:00～(三木市役所)			

同和教育セミナーを開催

受講料は無料。申込不要。

☆開催時間はいずれも午後6時30分から8時ごろまで

第1回

開催日 6月14日(金)

会場 三木市教育センター

演題 「インターネットに表出する実社会の人権の課題」

講師 公益財団法人反差別・人権研究所みえ
松村 元樹さん

第2回

開催日 6月21日(金)

会場 青山公民館

演題 未定

講師 NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝
埋橋 美帆さん



第3回

開催日 6月28日(金)

会場 吉川町公民館

演題 性の多様性から「じぶん」について考える
～誰もが排除されない社会をめざした子どもたち
との出会いからみえてきたこと～

講師 にじいろ i-ru(アイル)
田中 一步さん、近藤 孝子さん

皆様のご参加をお待ちしています！

大好評！スマートフォン体験講座

去る3月19日、スマートフォン体験講座を開催しました。参加者18名は講師(スマートフォンアドバイザー)の説明を熱心に聴きながら、用意されたスマートフォンで実際に操作されました。

マップの使用方法や、カメラ機能での写真の撮り方、画面の表示を大きくしたりする指の動きなど、講師の方に丁寧に教えてもらいながらとても熱心に取り組んでおられて、ネット検索やメッセージアプリについても操作をされるなど、あっという間に2時間が過ぎました。

ある参加者から「スマホを使ってこんないろいろなことができることがわかった。これから楽しく使っていけそう。参加して良かった」といううれしい声を聞きました。



人権啓発紙「隣保館だより」5月号

令和6年5月1日発行(毎月1日発行)

三木市市民生活部 人権推進課編集

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

三木市立総合隣保館 TEL 0794-82-8388

FAX 82-8658 E-mail:jinken@city.miki.lg.jp